平成２３年（フ）第２８４４号
名古屋市中区新栄１丁目12番24号
破産者　株式会社エコハート
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９４号
愛知県稲沢市松下２丁目８番31号
破産者　有限会社リビング・エイド
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
三重県名張市桜ケ丘3088番地
破産者　有限会社山荘
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２２７号
滋賀県甲賀市水口町杣中174番地の１
破産者　有限会社中村運送
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
京都市山科区竹鼻堂ノ前町24番地６大栄外環ビル10階
破産者　株式会社ケイジコーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０１号
大津市仰木の里４丁目６番６号
破産者　有限会社キル
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４３号
京都府京田辺市多々羅前田50番地
破産者　株式会社克己建設
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
広島市安佐北区可部南４丁目10番35号
破産者　有限会社つる田商店
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県直方市大字直方303番地の１
破産者　有限会社飯野プラスチツク
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４号
青森市大字野内字菊川77番地45
破産者　有限会社太陽工業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
青森県五所川原市字田町22番地２
破産者　有限会社サカエカラー現像所
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
青森県五所川原市大字田川字薮里146番地５
破産者　株式会社エム・インダストリー
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
横浜市中区かもめ町30番地
破産者　大進企業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４５号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目15番19号202
破産者　株式会社協栄産業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
静岡県袋井市葵町２丁目８番地の３
破産者　メンテナンスひまわり株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
愛知県一宮市笹野字山屋鋪54番地
破産者　有限会社内海木工
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５３２号
京都市右京区太秦奥殿町19番地１―201号
破産者　有限会社ナッツセンター
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
岡山県玉野市東七区39番地
破産者　有限会社デンタルアート光南
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
山口県大島郡周防大島町大字小松1678番地
破産者　有限会社小林建材店
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２７号
愛媛県松山市鴨川１丁目２番26号
破産者　株式会社ＤＡＳＨ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５６８号
千葉市稲毛区あやめ台２番27棟302号
破産者　菊地　正儀
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７２号
奈良県御所市下茶屋157番地１、商業登記簿上の本店所在地奈良県葛城市北花内526番地１　メゾンドール新庄403号
破産者　三善産業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係